

平成 18 年 3 月 10 日

金融庁総務企画局企画課  
信用制度参事官室 御中

全国銀行協会

「銀行法施行規則・銀行法施行規則別紙様式等の一部改正案」に  
対する意見書の提出について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒  
ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 全般的な事項について

今回の銀行法施行規則及び銀行法施行規則別紙様式の一部改正案は、新たに  
施行される会社法への対応を中心とするものである。しかしながら、会社法自  
体が現状では施行されておらず、また、会社法施行規則及び会社計算規則も公  
表から間がない状況にある。したがって、銀行法施行規則別紙様式により実際  
に報告等を作成するまでの間において別紙様式の内容見直しについて適宜意見  
等を述べる機会が与えられるように配慮いただきたい。

### 2. 銀行法施行規則について

項目	内容・意見等
第 17 条の 7 の 3	第 1 項第 2 号口および第 2 項第 2 号口における「会社法第 446 条第 6 号に掲げる額に 10 分の 1 を乗じて得た額」については、銀行法第 18 条に規定する「5 分の 1 を乗じて得た額」と平仄が取れていないため、修正いただきたい。
第 35 条第 1 項第 24 号	同号の末尾にある「同項第 1 号」が何を指すのか、明確にしていきたい。（「会社法第 165 条第 3 項第 1 号」と読むのが自然と思われるが、その場合は該当の号がない。）

### 3. 銀行法施行規則（別紙様式）について

注）別紙様式について、「事業報告」「附属明細書」「業務報告書」「中間業務報告書」「決算公告」の順に記載している。

（なお、各別紙様式における重複事項については、それぞれの記載を確認していただきたい。）

#### 別紙様式第9号、第9号の2（事業報告：一般、特定取引勘定設置行）

項目	内容・意見等
記載上の注意4 （冒頭記載分）	銀行及びその子会社等が「企業集団」とされており、「1(3)使用人の状況」「1(4)営業所等の状況」のみ、「関連法人等の数の記載を要しない」とされている。これは「企業集団」については連結決算と同一の範囲で記載することが困難なものについての配慮であると考えが、「1(5)設備投資の状況」「1(8)その他銀行の現況に関する重要な事項」についても、記載上の注意4において同様の扱いとすることを規定していただきたい。
記載上の注意5 （冒頭記載分）	非公開会社として記載を省略できるものとして、「3 社外役員に関する事項」が追加で含まれるべきである。 （当該事項は会社法施行規則第124条に基づく記載であり、これは第119条第2号として公開会社に記載が求められている第121条に追加して求められる記載であるため。） また、「6 会計監査人に関する事項」についても一部非公開会社が記載を要しない事項があるので、この点が明確に記載されるべきである。
1.(5)設備投資の状況について	設備投資の状況に係る記載については、現行の記載免除の扱いを継続していただきたい。 なお、当該記載項目は、会社法施行規則第120条第1項第5号口において規定されるものであり、同号の記載は同箇所において「重要なものに限る」と規定されている。したがって、少なくとも本記載事項は、各銀行が重要であると判断した場合に記載を行うものとの認識でよいか確認したい。 また、「設備投資」の定義・範囲については「有形固定資産」に限定されることの認識でよいかについても確認したい。
2.(2)会社役員に対する報酬等	以下の項目については、会社法施行規則の条文に沿った規定としていただきたい。（委員会設置会社以外は省略可能である旨を記載すべきである。） ・記載上の注意6「報酬等の額又はその算定方法に係る方針の記載」

3.(1)社外役員の兼任その他の状況	<p>以下の項目については、会社法施行規則の条文に沿った規定としていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載上の注意3の「特定関係者」は「特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第18号）」とすべきである。</li> </ul>
3.(4)社外役員に対する報酬等	<p>記載上の注意3については、記載不要と考える。 （社外役員が執行役・支配人・使用人を兼任することは予定されていない。）</p>
6(1)会計監査人の状況	<p>以下の項目については、会社法施行規則の条文に沿った規定としていただきたい。（非公開会社は記載不要の旨を記載すべきである。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表中の「当該事業年度に係る報酬等」</li> <li>・記載上の注意2（会計監査人が対価を得て行う非監査業務）</li> </ul> <p>表の「当該事業年度に係る報酬等」については、公認会計士法第2条1項における「財務諸表の監査」に係る報酬を意味し、会社法第399条において監査役(等)の同意が必要とされる報酬等と同義との認識でよいか確認したい。</p> <p>記載上の注意4については、公認会計士法第2条1項における「財務諸表の監査」、「証明」及び同条第2項における非監査業務について支払った報酬の合計額を、連結ベースで記載するものとの認識でよいか確認したい。</p>
6(3)会計監査人に関するその他の事項	<p>以下の項目については、会社法施行規則の条文に沿った規定としていただきたい。（非公開会社は記載不要の旨を記載すべきである。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」</li> </ul>
8.業務の適正を確保する体制	<p>記載上の注意において、会社法施行規則の規定（第98条、第100条、第112条1項、第112条2項）を敷衍するよりも、同施行規則第118条2号の規定どおり、会社法の規定（第348条3項4号、第362条4項6号、第416条1項1号ロ及びホ）を敷衍した方が、結果として正確な記載になると思われる。（例えば、同施行規則第100条は、会社法第362条4項6号がその整備を要求する体制のうち、「その他」を規定したものである。）</p>

別紙様式第14号（事業報告：銀行持株会社）

別紙様式第9号、第9号の2に関する記載事項については、本様式についても確認いただきたい。

別紙様式第 10 号 ( 附属明細書 )

項 目	内容・意見等
記載上の注意	「2.事業報告に関する事項」については、非公開会社は記載を要しない旨を、冒頭の記載上の注意 3、もしくは「2.事業報告に関する事項」( 会社法施行規則第 128 条 ) の記載上の注意として追加していただきたい。
1(1)有形固定資産及び無形固定資産	<p>「有形固定資産」「無形固定資産」の区分は再検討すべきである。欄から「保証金権利金」は削除すべきである。</p> <p>( 今回の改正案では、業務報告書の貸借対照表において、現行の「動産不動産」を、「有形固定資産」と「無形固定資産」に区分し、一般事業法と同様の計上を求めると修正されている。</p> <p>しかしながら、「財務諸表等規則ガイドライン 31-4」によれば、敷金・差入保証金は「無形固定資産」ではなく「投資その他の資産」に計上することとされており、現行の「動産不動産」という科目の括りであればともかく、今回改正案のように区分して計上するのであれば、「無形固定資産」に「保証金権利金」を計上するのは不相当と考えられる。 )</p>
1(2)引当金	引当金には、財務諸表等規則と同様に「退職給付引当金」が含まれないことを確認させていただきたい。

別紙様式第 15 号 ( 附属明細書：銀行持株会社用 )

項 目	内容・意見等
1(1)有形固定資産及び無形固定資産	<p>「無形固定資産」の欄から「保証金権利金」は削除すべきである。</p> <p>また、銀行持株会社( 単体 ) は別記事業に該当しないため、その貸借対照表は一般事業法と同様である。したがって、「財務諸表等規則ガイドライン 31-4」により、「保証金権利金」は「投資その他の資産」に計上されることになり齟齬が生じる。</p>
1(2)社債及び借入金	銀行持株会社については、事業報告において「主要な借入先」を記載すること、及び期間 1 年以内 / 1 年超の区分は貸借対照表上明らかであることから、必要な情報は別途提供されていると考えられるため、本項目は削除されるべきである。
1(3)保証債務	銀行持株会社( 単体 ) は、会社計算規則第 134 条第 5 号により注記において記載することになるため、本項目は削除されるべきである。

別紙様式第 10 号に関する記載事項については、本様式についても確認いただきたい。

別紙様式第3号、第3号の2（業務報告書：一般、特定取引勘定設置行）

項目	内容・意見等
第1 自己資本比率の状況	基本的項目における「営業権相当額」と「のれん」を実務上区別する必要はないことから、「営業権相当額」は不要であると考える。
第2 貸借対照表	<p>貸借対照表において、現行の「動産不動産」が「有形固定資産」「無形固定資産」へと区分変更されているが、現行の「動産不動産」勘定が維持されるべきである。</p> <p>（従来、銀行業は「動産不動産」勘定を使用しており、投資家等からの特段のコメントもなく開示情報として何ら問題がないものと考ええる。また、既に「動産不動産」勘定として、現行システム・事務手続き等が運用されている中、勘定科目が変更される場合にはシステムや事務手続きを大幅に変更せざるを得ず、相応のコスト負担増加が予想される。したがって、区分を変更する根拠が明確に示されるべきである。</p> <p>また、別紙様式第10号に関して記載したとおり、「財務諸表等規則ガイドライン31-4」との関係で、「無形固定資産」に「保証金権利金」を計上することは不相当であるため、「ソフトウェア」「のれん」を貸借対照表上区分表示することを求める目的であるならば、科目は「動産不動産」としたままで、新たに内訳表示を行うことが考えられる。）</p>
第2 貸借対照表記載上の注意1(13)	当該箇所で記載すべき内容は、銀行法上の「特定関係者」ではなく、会社計算規則第134条第6号に規定されているとおり「関係会社」と修正されるべきである。
第2 貸借対照表記載上の注意1(16)	当該箇所で記載することとされている「子会社等の株式等の総額」は削除されるべきである。（商法施行規則第73条に相当する規定が無くなったため。）
第2 貸借対照表記載上の注意1(20)	「資本の欠損の注記」（商法施行規則第67条）は、会社法上・財務諸表等規則上も廃止されていることから、削除されるべきである。
第3 損益計算書記載上の注意1	<p>当該箇所で記載すべき内容は、「子会社等」ではなく、会社計算規則第135条に規定されているとおり「関係会社」と修正されるべきである。</p> <p>また、銀行の損益計算書においては、実務上、取引を「営業」及び「営業外」に区分できないため、現行どおり「取引高の総額を記載する」扱いとしていただきたい。</p>

別紙様式第5号の2（業務報告書：連結）

別紙様式3号、3号の2（業務報告書）等の記載事項については、本様式についても確認いただきたい。

別紙様式第 1 2 号（業務報告書：銀行持株会社）

別紙様式 3 号、3 号の 2（業務報告書：一般、特定取引勘定設置行）等の記載事項については、本様式についても確認いただきたい。

別紙様式第 1 号、第 1 号の 2（中間業務報告書：一般、特定取引勘定設置行）

項目	内容・意見等
第 2 中間貸借対照表 記載上の注意 1(2)	土地再評価法では、中間期における「土地再評価差額」の記載は求められておらず、また中間期に「差額」を算出することは困難であることから、「及び同法第 10 条に規定する差額」は削除し、現行の扱いに戻していただきたい。
第 2 中間貸借対照表 記載上の注意 1(5)、1(13)、1(14)	当該箇所で記載すべき内容とされている「子会社等の株式等の総額」は削除されるべきである。(商法施行規則第 73 条に相当する規定が無くなったため。) また、1(5)「有価証券の貸付」、1(14)「繰延税金の原因別の内訳」については、中間財務諸表等規則において記載が求められていないこと等から、現行の注記不要の扱いを継続していただきたい。
第 2 中間貸借対照表 記載上の注意 1(17)(18)	配当制限に関する注記は、中間期においては削除されるべきである。 (会社法の下では、そもそも中間配当なる制度は存在しないため、中間期において配当制限額を注記する意味はなく、また、中間財務諸表等規則においても注記は要求されていない。)
第 2 中間貸借対照表 記載上の注意 4	「その他資産」「その他負債」について資産総額の 100 分の 1 を超えるものについて適切な科目記載を求める現行の年度決算に限定されている取り扱いは、中間期においては削除していただきたい。

別紙様式 3 号、3 号の 2（業務報告書）等の記載事項については、本様式についても確認いただきたい。

別紙様式第 5 号（中間業務報告書：連結）

項目	内容・意見等
第 2 中間貸借対照表 記載上の注意 1(2)	土地再評価法では、中間期における「土地再評価差額」の記載は求められておらず、また中間期に「差額」を算出することは困難であることから、「及び同法第 10 条に規定する差額」は削除し、現行の扱いに戻していただきたい。
第 2 中間貸借対照表 記載上の注意 1(13)	当該箇所で記載すべき内容とされている「子会社等の株式等の総額」は削除されるべきである。(商法施行規則第 73 条に相当する規定が無くなったため。)
第 2 中間貸借対照表 記載上の注意 5	「未払法人税」に関する記載は、中間期においては現行求められていないため削除されるべきである。

別紙様式 3 号、3 号の 2（業務報告書）別紙様式第 1 号、第 1 号の 2（中間業務報告書）の記載事項については、本様式についても確認いただきたい。

別紙様式第 1 1 号（中間業務報告書：銀行持株会社）

項目	内容・意見等
第 1 中間事業概況書 2(5)子会社の収入の 状況	本項目については、現行の中間期と同様に引き続き記載不要としていただきたい。

別紙様式第 1 2 号（業務報告書：銀行持株会社）別紙様式第 1 号、第 1 号の 2（中間業務報告書：一般、特定取引勘定設置行）別紙様式第 5 号（中間業務報告書：連結）等の記載事項については、本様式についても確認いただきたい。

別紙様式第 6 号の 3、第 6 号の 4（公告：一般・特定）

対応する業務報告書の貸借対照表及び損益計算書及びその関連事項については、本様式についても確認いただきたい。

なお、改正銀行法第 20 条第 6 項の規定にもとづき、平成 18 年 3 月期にかかる決算公告を行う場合の（連結）貸借対照表および（連結）損益計算書様式については、該当様式が存しないことから、対応をお願いしたい。

別紙様式第 8 号の 2、第 1 3 号の 2（公告：連結・銀行持株会社）

対応する業務報告書の貸借対照表及び損益計算書及びその関連事項については、本様式についても確認いただきたい。

別紙様式第 7 号の 3、第 7 号の 4（公告：外国銀行）

対応する業務報告書の貸借対照表及び損益計算書及びその関連事項については、本様式についても確認いただきたい。

別紙様式第 6 号、第 6 号の 2（中間公告：一般・特定）

対応する業務報告書の中間貸借対照表及び中間損益計算書及びその関連事項については、本様式についても確認いただきたい。

別紙様式第 8 号、13 号（中間公告：連結・銀行持株会社）

項 目	内容・意見等
中間連結損益計算書 要旨 記載上の注意 1	潜在株式調整後 1 株当たり利益に関する記載がない。

対応する業務報告書の中間貸借対照表及び中間損益計算書及びその関連事項については、本様式についても確認いただきたい。

別紙様式第 7 号、第 7 号の 2（中間公告：外国銀行）

対応する業務報告書の中間貸借対照表及び中間損益計算書及びその関連事項については、本様式についても確認いただきたい。

以 上